

# DPO協会・第32回個人情報保護セミナー 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し

～企業実務から見た法改正への期待と課題、  
影響について～

2024/10/24

中井 博

**mercari**

# 自己紹介

# 中井 博

株式会社メルカリ  
経営戦略室  
政策企画 (Public Policy)  
Senior Privacy Officer

- ・ JIAA ・ 外部送信規律対応検討TFメンバー
- ・ 経団連デジタルエコノミー推進委員会委員
- ・ 同・ データ法制WG委員

1977年 (47歳) : 東京都生まれ 千葉県在住



**趣味：旅行**

at フランス、インド、  
モルディブ、etc...

# バックグラウンド

2002年 友人と起業、SE、プログラマー、ウェブデザイン、営業などほぼ全部

2004年 株式会社リクルート 入社  
HotPepperの編集、広告編集・審査、営業マネジメント



2010年 株式会社D2C 入社  
国産のモバイル検索連動広告システム新規開発、  
審査基準、運用規定策定 など



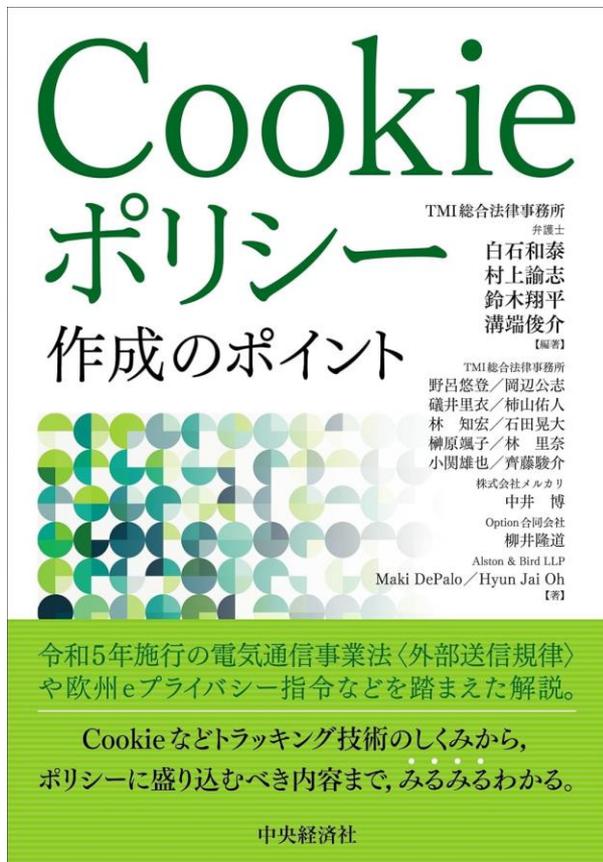
2012年 ヤフー株式会社 入社  
プライバシーポリシー改定、個人情報保護法改正対応、  
セキュリティ規定類策定、政策企画、CISO/CDO補佐 など



2020年 株式会社メルカリ 入社  
セキュリティ&プライバシー関連業務、政策企画業務



# 自己紹介



先日、はじめて本を出しまして

第1章「Cookieの基本知識」を  
中井が担当して書いています

<https://www.amazon.co.jp/dp/4502501212>

はじめに

# 企業実務から見た法改正への 期待と課題、影響について

# 影響・いつから？

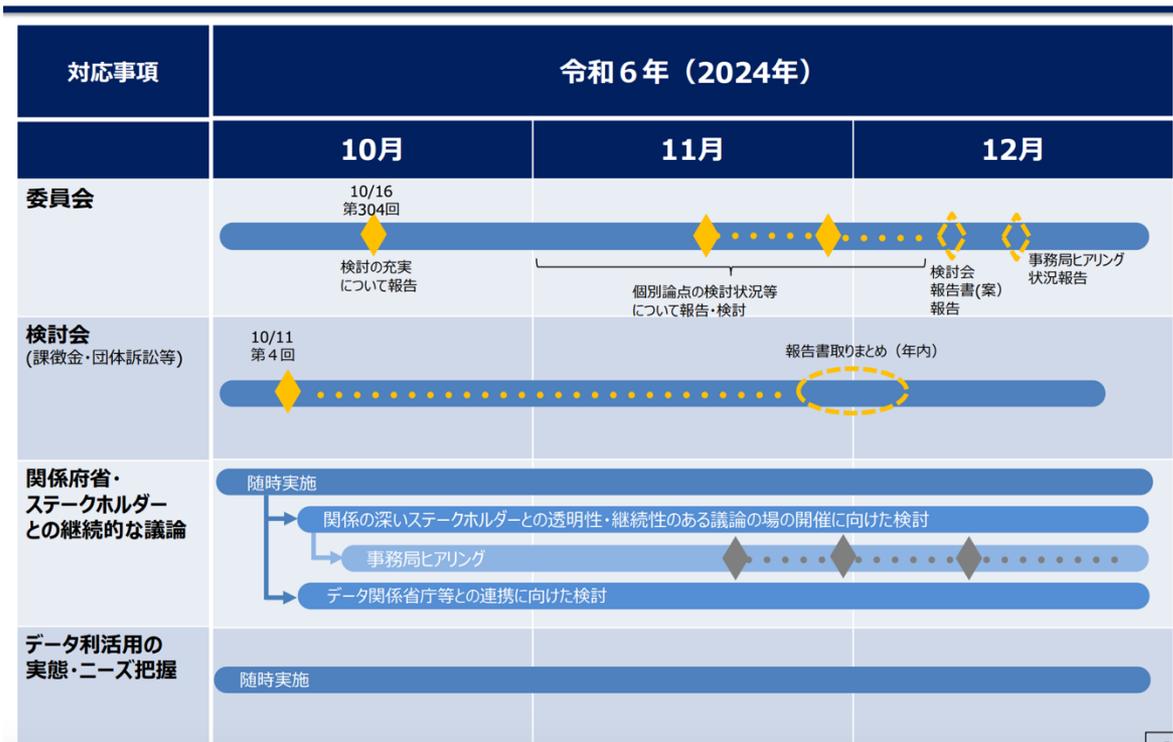
# 改正個人情報保護法 のスケジュール感

# 個人情報保護法・改正のスケジュール

2023年11月	「 <a href="#">いわゆる3年ごと見直し(検討の方向性)について</a> 」の公表
2023年12月～	個人情報保護委員会による、各方面のヒアリング等実施
2024年6月、7月	「 <a href="#">個人情報保護法いわゆる3年見直しに係る検討の中間整理</a> 」の公表 <a href="#">パブコメ</a> の開始(パブコメ終了が2024年7月29日・月)、※保護委事務局刷新
2024年8月～年末	中間整理のパブコメを受けての検討 & ステイクホルダー等との対話期間
2024年・年末	最終整理?の公表、パブコメ
2025年・年始?	最終整理?のパブコメ
2025年・春?	2025年通常国会(2025年1月～6月)にて、改正個人情報保護法成立
2025年～2026年?	政令、保護委規則、ガイドライン、QAの改定議論等
2026年or27年・春?	改正個人情報保護法・全面施行?(※先行して2026年に施行される内容もあるかも)

# 個人情報保護法・改正のスケジュール

## スケジュール（イメージ）



個人情報保護委員会・「今後の検討の進め方」資料より：  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi\\_susumekata\\_r6.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi_susumekata_r6.pdf)

# 個人情報保護法・改正のスケジュール

## 今後の検討の進め方

資料3

(「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」意見募集結果を踏まえて)

- 意見募集（6/27～7/29）においては、団体・個人を問わず、幅広い方々から多様なご意見が寄せられたところ。  
※ 1,731の団体・事業者（うち団体43者・事業者等29者）又は個人（1,659者）の方々から延べ2,448件。
- 個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するためには、情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービスやプロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっており、このような状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要。

### 課徴金、団体による差止請求制度 や被害回復制度

- ◆ 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

### その他の主要個別論点

- ◆ 意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論

### より包括的なテーマや 個人情報保護政策全般

- ◆ 透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

### 関係府省との連携強化

- ◆ グローバルな動向や最新の技術動向を踏まえた「デジタル戦略」、「データ戦略」や「サイバーセキュリティの強化」に向けた関係省庁における検討状況を十分に踏まえ、個人情報保護委員会としても適切に必要とされる検討を継続的に推進
- ◆ 防災DXや教育DX・こどものデータの取扱い、医療データなどの分野でもそれぞれの関係府省と継続的に連携

### 国際連携の強化

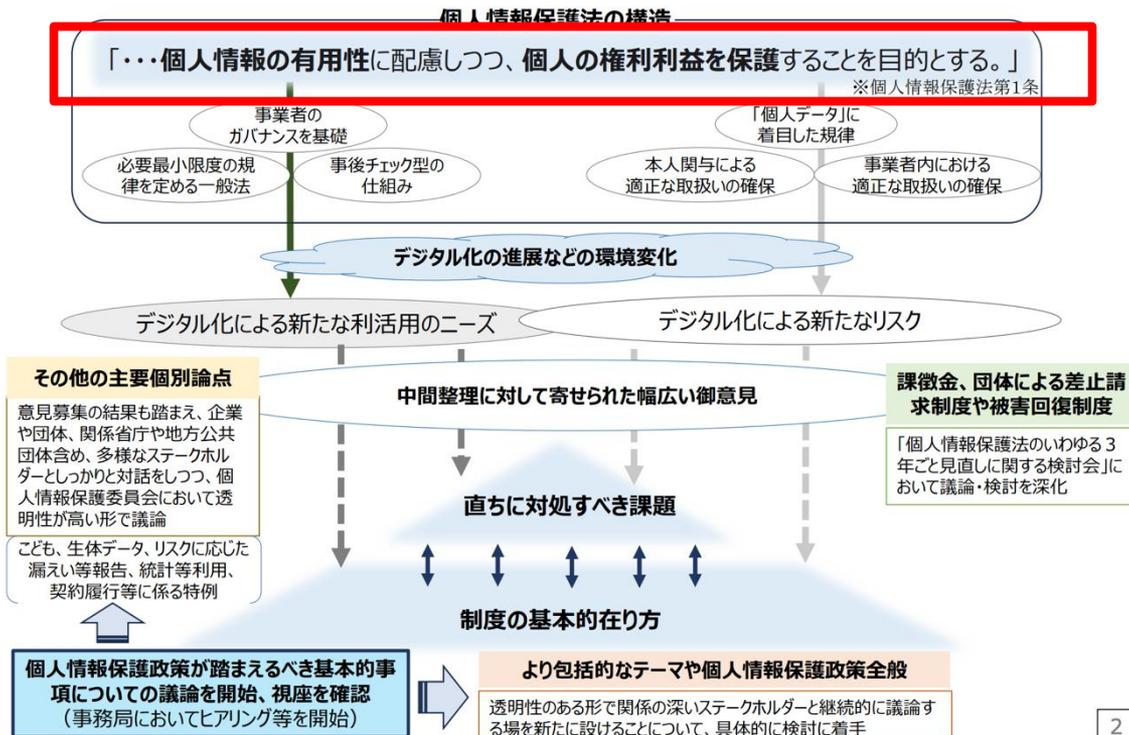
- ◆ EUとの間で2019年1月に相互認証の枠組みが発効。2023年4月に最初のレビューが終了。更に令和3年（2021年）個人情報保護法改正の全面施行（令和5年（2023年）4月）を踏まえ、従来の民間部門に加えて、学術研究分野・公的部門についても対象とした相互認証の枠組みの発効に向けて協議を継続
- ◆ 新たに発足したグローバルCBPR（Cross-Border Privacy Rules）の枠組みも推進

個人情報保護委員会・第2回検討会資料3：

[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/kentohkai/3nengotominaoshi\\_kentohkai2/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/kentohkai/3nengotominaoshi_kentohkai2/)

# 個人情報保護法・改正のスケジュール

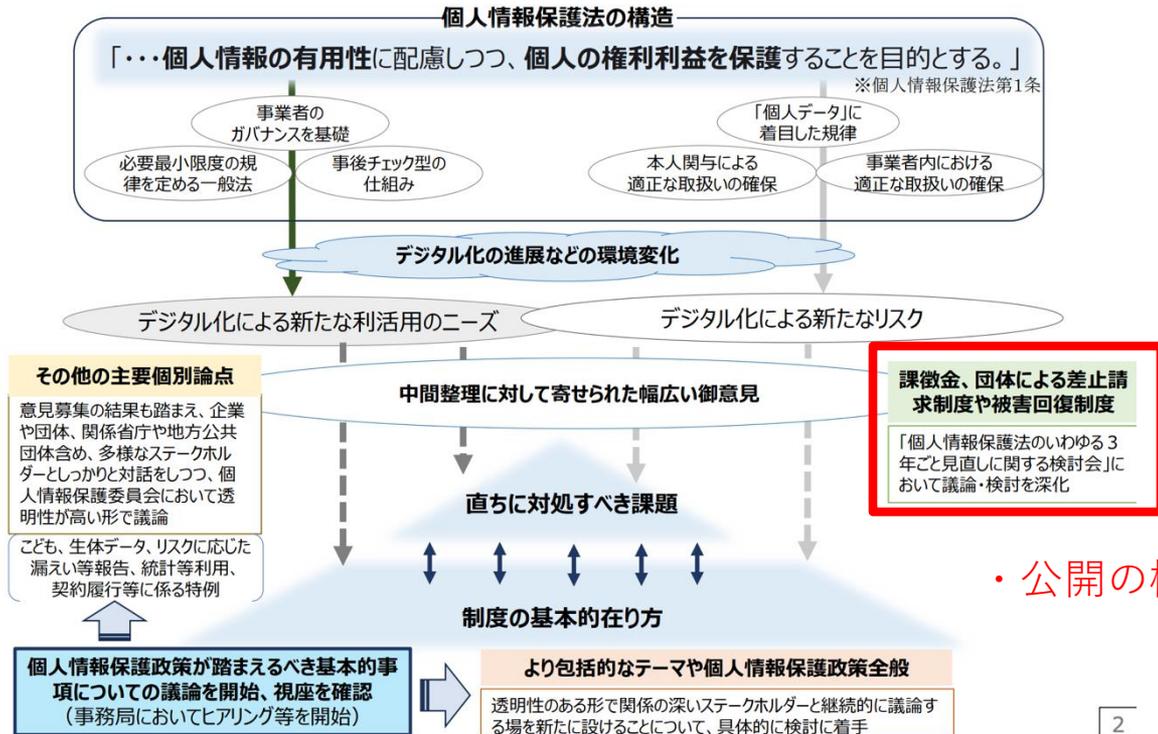
## デジタル化の進展に対応した個人情報保護法のアップデート



個人情報保護委員会・「今後の検討の進め方」資料より：  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi\\_susumekata\\_r6.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi_susumekata_r6.pdf)

# 個人情報保護法・改正のスケジュール

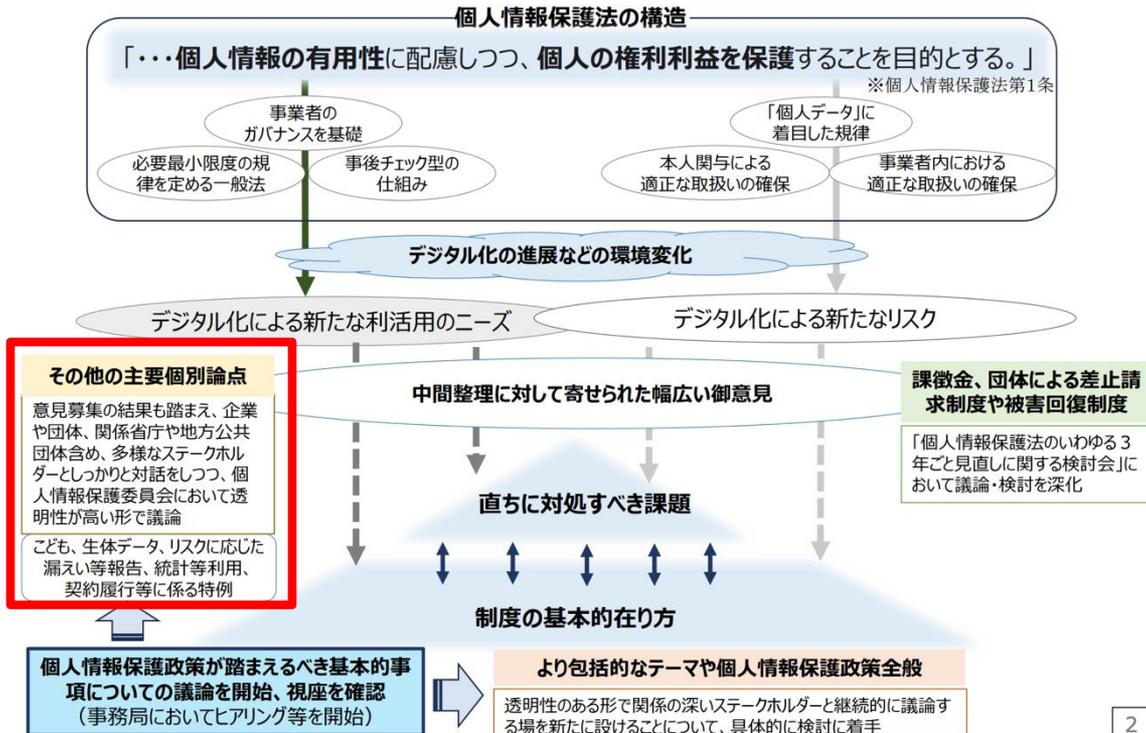
## デジタル化の進展に対応した個人情報保護法のアップデート



個人情報保護委員会・「今後の検討の進め方」資料より：  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi\\_susumekata\\_r6.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi_susumekata_r6.pdf)

# 個人情報保護法・改正のスケジュール

## デジタル化の進展に対応した個人情報保護法のアップデート

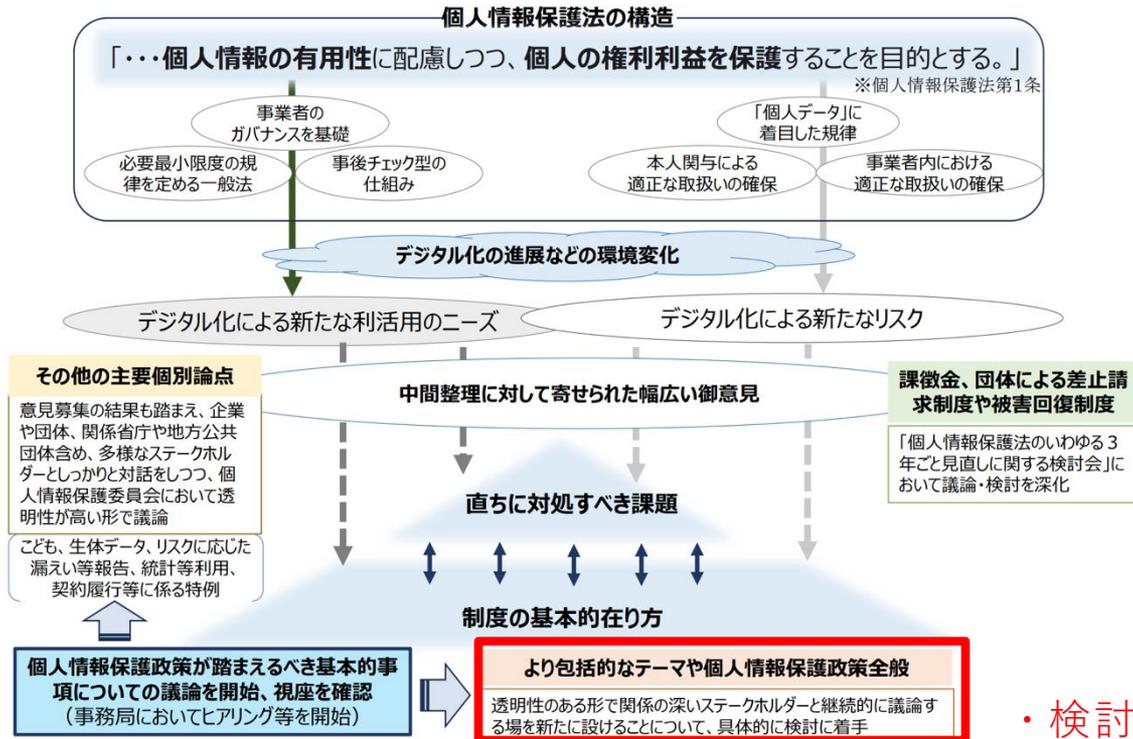


・個別論点の課題を個人情報保護委員会がヒアリング

個人情報保護委員会・「今後の検討の進め方」資料より：  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi\\_susumekata\\_r6.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi_susumekata_r6.pdf)

# 個人情報保護法・改正のスケジュール

## デジタル化の進展に対応した個人情報保護法のアップデート



個人情報保護委員会・「今後の検討の進め方」資料より：  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi\\_susumekata\\_r6.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/minaoshi_susumekata_r6.pdf)

Confidential

## I 期待と課題

# 期待と課題

# 期待と課題

## ・期待

- ・ 個人データの有用性、利活用を後押しするような設計、概念、運用
- ・ 現行の個人情報保護法の運用の合理化（漏えい報告等）
- ・ 個人情報保護法の根本的な考え方の整理、更新（※中長期）

## ・課題

- ・ 新規の規制の導入と対応
- ・ 個別論点の規制強化部分について、企業の過度な負担にならないような設計
- ・ より複雑でわかりにくい制度にならないような規律のありかた

## | テーマ1

# 個人情報保護法改正 中間整理について

# 中間整理の内容

中間整理・本体資料：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626\\_shiryou-1syuuseigo.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryou-1syuuseigo.pdf)

主要論点・前提 + 12個

前提: 中間整理の位置づけ等	
① 要保護性の高い個人情報の取扱いについて(生体データ)	⑦ 勧告・命令のあり方
② 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化	⑧ 刑事罰のあり方
③ 第三者提供規制の在り方(オプトアウト等)	⑨ 漏えい等報告
④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方	⑩ 違法な第三者提供
⑤ 個人の権利救済手段の在り方(団体訴訟制度)	⑪ 本人同意を要しないデータ利活用等のあり方
⑥ 課徴金制度	⑫ 民間における自主的な取組の促進

# 中間整理の内容

中間整理・本体資料：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626\\_shiryou-1syuuseigo.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryou-1syuuseigo.pdf)

主要論点・前提 + 12個

前提: 中間整理の位置づけ等	
① 要保護性の高い個人情報の取扱いについて(生体データ)	⑦ 勧告・命令のあり方
② 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化	⑧ 刑事罰のあり方
③ 第三者提供規制の在り方(オプトアウト等)	⑨ 漏えい等報告
④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方	⑩ 違法な第三者提供
⑤ 個人の権利救済手段の在り方(団体訴訟制度)	⑪ 本人同意を要しないデータ利活用等のあり方
⑥ 課徴金制度	⑫ 民間における自主的な取組の促進

# 中間整理の内容

中間整理・本体資料：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626\\_shiryou-1syuuseigo.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryou-1syuuseigo.pdf)

主要論点・前提 + 12個

前提: 中間整理の位置づけ等	
① 要保護性の高い個人情報の取扱いについて(生体データ)	⑦ 勧告・命令のあり方
② 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化	⑧ 刑事罰のあり方
③ 第三者提供規制の在り方(オプトアウト等)	⑨ <b>漏えい等報告</b>
④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方	⑩ 違法な第三者提供
⑤ 個人の権利救済手段の在り方(団体訴訟制度)	⑪ 本人同意を要しないデータ利活用等のあり方
⑥ 課徴金制度	⑫ 民間における自主的な取組の促進

| 中間整理の内容（漏えい等報告関連）

# 漏えい等報告関連

# I 中間整理の内容（漏えい等報告関連）

## ⑨ 漏えい等報告

記載の一部抜粋

関係団体等からはこれらの義務が事業者の過度な負担になっているという意見が示されている。

そこで、こうした意見も踏まえつつ、委員会がこれまでに受けた漏えい等報告の内容を検証した上で、上記制度の趣旨を損なわないようにしつつ、個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じて、漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討すべきである。

委員会がこれまでに受けた漏えい等報告を件数ベースで見ると、漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付案件が大半を占めているが、このようなケースは、当該本人にとっては深刻な事態になり得るものであり、本人通知の重要性は変わらないものの、本人通知が的確になされている限りにおいては、委員会に速報を提出する必要性が比較的小さい。

漏えい等又はそのおそれを認識した場合における適切な対処（漏えい等が生じたか否かの確認、本人通知、原因究明など）を行うための体制・手順が整備されていると考えられる事業者については、一定程度自主的な取組に委ねることも考えられる。そこで、例えば、体制・手順について認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けることを前提として、速報については、一定の範囲でこれを免除

# I 中間整理の内容（漏えい等報告関連）

## ⑨ 漏えい等報告

記載の一部抜粋

いわゆる「おそれ」要件についての要望も示されている。「おそれ」については、個人の権利利益を害する可能性等を勘案してより合理的と考えられる場合に報告や本人通知を求めることが適当であるとも考えられるが、その具体的な当てはめについては、現実の事例に応じて精査する必要がある。事業者の協力も得ながら、実態を明らかにした上で検討を行い、必要となる要件の明確化を行うことが必要である。

- ・ 漏えい等/漏えい等のおそれ、に関する運用変更の意思はある
- ▶ 委員会報告（速報）、委員会報告（確報）、本人通知を分けて考える方向性か
- ・ 何を報告、通知の対象とするかは今後強く議論が必要
- ・ 「おそれ」についても議論が必要

# I 中間整理の内容（漏えい等報告関連）

## ⑨ 漏えい等報告・通知

分類して合理的な対応を考慮してみました。

事象		対象情報の性質	確定的	おそれ
漏えい等	漏えい	・情報単体で個人情報、 ・情報単体で第三者によって利用された場合の権利利益侵害度合いが強い等	速報報告：する、確報：する 通知：する	速報報告：する、確報：する 通知は、漏えいが確定的になったらする。おそれのままではしない。
		・容易照合性による個人情報かつ、第三者の再突合などによる侵害事実上困難の個人情報	速報報告：する、確報：しない 通知：しない（※公表：する）	速報報告：しない、確報：しない 通知：しない
	滅失 ※データの内容が失われること。	・情報単体で個人情報、 ・情報単体で第三者によって利用された場合の権利利益侵害度合いが強い等	速報報告：する、確報：する 通知：する	速報報告：する、確報：する 通知は、滅失が確定的になったらする。おそれのままではしない。
		・容易照合性による個人情報かつ、第三者の再突合などによる侵害事実上困難の個人情報	速報報告：する、確報：しない 通知：しない（※公表：する）	速報報告：しない、確報：しない 通知：しない
	毀損 ※データの内容が意図しない形で変更されること等	・情報単体で個人情報、 ・情報単体で第三者によって利用された場合の権利利益侵害度合いが強い等	速報報告：する、確報：する 通知：する	速報報告：する、確報：する 通知は、毀損が確定的になったらする。おそれのままではしない
		・容易照合性による個人情報かつ、第三者の再突合などによる侵害事実上困難の個人情報	速報報告：する、確報：しない 通知：しない（※公表：する）	速報報告：しない、確報：しない 通知：しない

・情報単体で個人情報：氏名、住所、個人識別符号等    ・情報単体で第三者によって利用された場合の権利利益侵害度合いが強い等：生の携帯電話番号、生のメールアドレス、IDとPASS等  
・容易照合性による個人情報かつ、第三者の再突合などによる侵害事実上困難の個人情報：ハッシュ化または暗号化された携帯電話番号、メールアドレス、ユーザーID（PASSなし）等

# I 中間整理の内容（漏えい等報告関連）

## ⑨ 漏えい等報告・通知

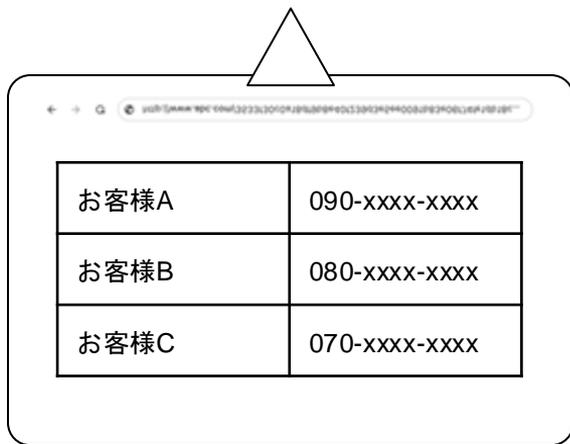
- ・ 「おそれ」の概念、考え方のアップデート
- ・ ・ 日本語の問題？ 事実上、0.00001%でも可能性あったら「おそれ」という評価。これはどう考えてもは厳し過ぎて、非合理的。
- ・ リスクベースアプローチ
- ・ ・ 対象のデータがどのようなものかということも、判断根拠にして欲しい

# 中間整理の内容（漏えい等報告関連）

- 具体例1

- 個人データが表示されるURLが公開されていた場合、当該URLを第三者が特定することが合理的に困難であり、かつWEB検索にも表示されないケースであっても、漏洩の「おそれ」？

URL : <http://www.abc.com/3533f30c0a18df9b8e40f239d3e5ee0091b83e06f74fe1db18c5d7a938aa6f0d.html>



お客様A	090-xxxx-xxxx
お客様B	080-xxxx-xxxx
お客様C	070-xxxx-xxxx

→このURLに第三者のアクセスが0であることを証明できない限り、「おそれ」と評価？

# 中間整理の内容（漏えい等報告関連）

- 具体例2

- 自社にとっては個人データではあるが、一般的な第三者にとっては特定の個人を識別できないような情報についても、報告や本人通知が求められることがある。  
通知を受けた本人も、どうしていいのかわからないような場面がある。



氏名	お客様ID
お客様A	123456789
お客様B	abcdefghijkl
お客様C	123abcdef

→ここから「お客様ID」のみが漏えい（漏えいのおそれ）があった場合

お客様Aに「あなたのID、123456789が漏えいしました（漏えいのおそれがありました）」と通知等・・・

# 中間整理の内容

中間整理・本体資料：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626\\_shiryou-1syuuseigo.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryou-1syuuseigo.pdf)

主要論点・前提 + 12個

前提: 中間整理の位置づけ等	
① 要保護性の高い個人情報の取扱いについて(生体データ)	⑦ 勧告・命令のあり方
② 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化	⑧ 刑事罰のあり方
③ 第三者提供規制の在り方(オプトアウト等)	⑨ 漏えい等報告
④ <b>こどもの個人情報等に関する規律の在り方</b>	⑩ 違法な第三者提供
⑤ 個人の権利救済手段の在り方(団体訴訟制度)	⑪ 本人同意を要しないデータ利活用等のあり方
⑥ 課徴金制度	⑫ 民間における自主的な取組の促進

| 中間整理の内容（こどもの個人情報）

# こどもの個人情報関連

# I 中間整理の内容

## ④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方

記載の一部抜粋

### イ 利用停止等請求権の拡張

利用停止等請求権を行使できる場面は、保有個人データについて違法行為があった場合等限定的であるが、・・・こどもを本人とする保有個人データについては、他の保有個人データ以上に柔軟に事後的な利用停止を認めることについて検討する必要がある。ただし、取得について法定代理人の同意を得ている場合等、一定の場合においてはその例外とすることも考えられる。

### ウ 安全管理措置義務の強化

重大なこどもの個人情報の漏えい事件が国内で発生しており、委員会においても前述の大手学習塾に対する指導に際して「こどもの個人データについては、こどもの「安全」を守る等の観点から、特に取扱いに注意が必要であり、組織的、人的、物理的及び技術的という多角的な観点からリスクを検討し、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要がある」旨述べているところである。そこで、こどもの個人データについて安全管理措置義務を強化することがあり得る。

# I 中間整理の内容

## ④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方

記載の一部抜粋

エ 責務規定

上記アからウにかかわらず、各事業者の自主的な取組の促進という観点からは、こどもの個人情報等の取扱いについては、こどもの最善の利益を優先し特別な配慮を行うべき等、事業者等が留意すべき責務を定める規定を設けることも検討する必要がある。

オ 年齢基準

・・・Q&Aの記載やGDPRの規定の例などを踏まえ、16歳未満とすることについて検討を行う。

# I 中間整理の内容

## ④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方

- ▶ ・年齢は16歳未満（15歳以下）を対象
- ・法定代理人より同意が必要。（第三者提供や、個人関連情報提供等）
- ・法定代理人に対する通知も必要。（漏洩時等）
- ・利用停止等請求権の拡充
- ・特別な？安全管理措置を行うことの義務化？
- ・事業者が留意すべき点を義務化？

# I 中間整理の内容（こどもの個人情報）

## ④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方

新たに規律ができるとして、実務的に考慮してみました。(1/4)

- ・ 「既存に保有しているこどもの個人データ」と「新規に取得するこどもの個人データ」に対して  
**「既存に保有しているこどもの個人データ」に対する対応が中々難しい。**
- ・ 「いつの時点で」、対象データを「こども（16歳未満/15歳以下・仮）」と評価するのか？
  - 改正法が施行される日？
    - 例：2027年4月1日0時が改正法施行日だとして。この日の時点で「こども」か否か？
      - 把握しようとする、**例えば生年月日（時間？）の取得や、それに基づく年齢の計算が必要。**  
年齢だけを（月日を取得せずに、雑に）取得していても良いのか？
        - 実態として、2012年12月31日生まれの人は、2027年4月1日0時時点では15歳。  
2012年1月1日生まれの人は、2027年4月1日0時時点では16歳。  
これらの2人のデータを例えば「2012年だと16歳（になる）」で考えて良いのか？
- 既存の保有個人データに対しても対象とすると、かなりのシステム改修が発生する可能性。

# I 中間整理の内容（こどもの個人情報）

## ④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方

新たに規律ができるとして、実務的に考慮してみました。(2/4)

- ・そもそも、「こども（16歳未満/15歳以下・仮）」かどうかわからないデータをどうするか？
  - 全ての保有個人データに対して、こどもか否かを確定させる？
    - 新たに、年齢/生年月日を聞くのか？
    - 本人が情報を回答しなかった場合はどう評価するのか？
  - 全ての個人関連情報に関して、こどもか否かを確定させる？
    - （容易照合性もなく）単に携帯電話番号だけを取得した場合など。年齢/生年月日を聞くのか？

# I 中間整理の内容（こどもの個人情報）

## ④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方

新たに規律ができるとして、実務的に考慮してみました。(3/4)

- ・ 既存ですでに法定代理人（※表現は様々）等から、同意を得ている場合。
  - 企業が工夫して法定代理人等から同意を得ている場合、（ex. 13歳未満、15歳未満・・・等）
    - こちらの同意も継続的に同意があるものとして扱うのか？
    - 扱えないというのであればケースによっては同意の取り直しが発生するのか？
- ・ 既存で第三者提供の同意をプライバシーポリシーなどで得ている場合かつ、法定代理人からの同意は無い場合。
  - こちらは施行前後に、新たな規律のように法定代理人から同意を全て取り直すのか？
  - 取れなかった場合の扱いは？

# I 中間整理の内容（こどもの個人情報）

## ④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方

新たに規律ができるとして、実務的に考慮してみました。(4/4)

- ・ こどもの法定代理人が、**本当にそのこどもの法定代理人であるか**の確認  
→ 厳密な確認や、法定代理人の本人確認などは現実問題困難なところがあるのでは。
- ・ 「**こども（16歳未満/15歳以下・仮）**」の個人データと、**非・こどもの個人データの安全管理措置**  
→ 多くの企業のDBはRDB(Relational DataBase)やKV(key-value)で作られている。  
→ こどものデータだけを分別管理をするのは事実上不可能では。  
  
→ エクセルや物理ペーパーで管理しているのであれば、分別管理は可能かもしれませんが・・・

# I 中間整理の内容（こどもの個人情報）

## ④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方

参考：RDBのイメージ

Database1

ID	氏名	住所
AAA	山田太郎	xxxxx
BBB	田中一郎	yyyyy
CCC	佐藤花子	zzzzz

ID	年齢
AAA	18
BBB	15
CCC	23

ID	ニックネーム
AAA	ymt
BBB	ichiro
CCC	hanako

Database2 . . . .

ニックネーム	購買履歴
ymt	1,000円購入
ichiro	300円購入
hanako	5,000円購入

ID	メールアドレス
AAA	ymt@xxx.com
BBB	tnk@yy.com
CCC	flower@zzz.com

一つの企業内（容易照合性はあり）

# 中間整理の内容

中間整理・本体資料：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626\\_shiryou-1syuuseigo.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryou-1syuuseigo.pdf)

主要論点・前提 + 12個

前提: 中間整理の位置づけ等	
① 要保護性の高い個人情報の取扱いについて(生体データ)	⑦ 勧告・命令のあり方
② 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化	⑧ 刑事罰のあり方
③ 第三者提供規制の在り方(オプトアウト等)	⑨ 漏えい等報告
④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方	⑩ 違法な第三者提供
⑤ 個人の権利救済手段の在り方(団体訴訟制度)	⑪ 本人同意を要しないデータ利活用等のあり方
⑥ 課徴金制度	⑫ 民間における自主的な取組の促進

# I 中間整理の内容

## ② 「不適正な利用の禁止」 「適正な取得」の規律の明確化

記載の一部抜粋

不適正な利用の禁止、適正な取得の規定については、・・・、適用される範囲等の具体化・類型化を図る必要がある。具体化・類型化に際しては、これまでに問題とされた事例等を踏まえて検討することが必要である。

利用目的の達成に真に必要な範囲を越えて個人情報を取得・利用すること等について、不正取得や不適正利用等の規律をどのように適用すべきか、継続的に検討する必要

個人関連情報については、事業者が、電話番号、メールアドレス、CookieIDなど、個人に対する連絡が可能な情報を有している場合には、・・・、事業者による利用の方法によっては、個人情報と同様に深刻なものになり得ると考えられる。そのため、このような場合について、不正取得や不適正利用等への対応の在り方を検討する

- ・ 「不適切利用の禁止」 「適正な取得」 について、より詳細にしていく。
- ・ 「不適切利用の禁止」 「適正な取得」 の項目を、個人関連情報にも広げる。

# I 中間整理の内容（不適切利用の禁止、適正な取得）

## ② 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化

新たに規律ができるとして、実務的に考慮してみました。

- ・ 「不適正な利用の禁止」と「適正な取得」の対象に個人関連情報を入れる？
- ・ ・ 純粋に個人関連情報（携帯電話番号のみ、個人情報ではないメールアドレスのみ、ブラウザ識別子（Cookieに記載のID等）等）だけを取得し利用している場合でも、法の対象となる？

# 中間整理の内容

中間整理・本体資料：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626\\_shiryou-1syuuseigo.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryou-1syuuseigo.pdf)

主要論点・前提 + 12個

前提: 中間整理の位置づけ等	
① 要保護性の高い個人情報の取扱いについて(生体データ)	⑦ 勧告・命令のあり方
② 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化	⑧ 刑事罰のあり方
③ 第三者提供規制の在り方(オプトアウト等)	⑨ 漏えい等報告
④ こどもの個人情報等に関する規律の在り方	⑩ 違法な第三者提供
⑤ 個人の権利救済手段の在り方(団体訴訟制度)	⑪ 本人同意を要しないデータ利活用等のあり方
⑥ 課徴金制度	⑫ 民間における自主的な取組の促進

# I 中間整理の内容（団体訴訟制度）

## ⑤ 個人の権利救済手段の在り方（団体訴訟制度）

記載の一部抜粋

法の規定に違反する個人情報取扱いに対する抑止力を強化し、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるという観点からは、適格消費者団体を念頭に置いた、団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組みは有効な選択肢となり得る。

このうち、差止請求制度については、法に違反する不当な行為を対象行為とすることを検討すべきである。差止請求の実効的な運用のためには、次の課題が指摘されている一方で、差止請求は個人の権利利益保護の手段を多様化する、委員会の監視・監督機能を補完し得るとの指摘もあることから、継続して検討する必要がある。

もう一方の被害回復制度については、差止請求制度の課題に加え、個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は極端な少額大量被害事案となる（過去の裁判例等を踏まえると、認容被害額は数千円から数万円程度と考えられる。）こと、立証上の問題があることが課題と考えられることから、更に慎重な検討が必要である。

他方で、団体による差止請求や被害回復の枠組みについては、関係団体からのヒアリングにおいて、その導入について強く反対との意見があったところであり、法に違反する行為や不法行為を対象とする場合であっても、萎縮効果の懸念が示されていることから、事業者の負担と個人の権利利益の保護とのバランスを踏まえつつ、その導入の必要性を含めて多角的な検討を行っていく必要がある。

# I 中間整理の内容（団体訴訟制度）

## ⑤ 個人の権利救済手段の在り方（団体訴訟制度）



- ・ 消費者団体等による、団体訴訟の制度の新設。
- ・ 差止請求制度と、被害回復制度。
- ・ 差止請求制度は、情報の利用の停止、提供の停止を求めてくるのでは。
- ・ 被害回復制度は、漏えい時等における賠償金などが念頭に置かれている模様。

# I 中間整理の内容（課徴金制度）

## ⑥ 課徴金制度

記載の一部抜粋

課徴金制度については、関係団体からのヒアリングで強い反対意見が示されていることに加え、我が国の他法令における導入事例や国際的動向、個人の権利利益保護と事業者負担とのバランスを踏まえ、その導入の必要性を含めて検討する必要がある。

- ▶ 課徴金制度の新設
- ▶ 制度を作るかどうかからの議論

| 最後に

**EOF**